

事例検討会等における事例取り扱いガイドライン

令和 7 年 3 月 1 日

石川県医療ソーシャルワーカー協会 理事会承認

はじめに

石川県医療ソーシャルワーカー協会は、「医療・福祉・保健分野で、他の専門家等と協力し、医療社会事業の発展に努めるとともに会員の専門的技術の向上を図り、もってすべての人々の医療と福祉の増進に寄与することを目的とする」（第3条）を掲げる職能団体である。

会員は、会の目的に沿い、これまでも事例検討会等の研修会や実践報告に事例を提出し、またそれらに参加し研鑽を積んできた。事例を取扱う際のクライアントの秘密保持などの倫理的配慮については、会員や委員会がそれぞれに配慮を行ってきたが、明確な基準は定められていなかった。

クライアントのプライバシーの尊重および秘密保持は極めて重要な責務であることから、今般、事例検討会等で事例を取扱う際のガイドラインを定めることとした。

尚、個人情報の漏洩等はこのガイドラインに沿った取扱いをしたことにより免責されるものではなく、クライアントに対する倫理責任は各会員及び所属施設に帰属する。

事例検討会等で事例を取扱う際の倫理的配慮

1. 私たち医療ソーシャルワーカーは、（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会または、日本ソーシャルワーカー連盟に加盟するソーシャルワーク専門職団体の定める倫理綱領を踏まえ、事例を取扱う際のクライアントのプライバシーの尊重および秘密保持には各々が自覚を持って万全の対策を講じる。
2. 事例を取扱う際は、利用目的を明確にし、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。
3. 事例検討会等に事例を提出する際は、原則、事例発表者が事例対象者に任意の方法で説明し、同意を取得する。

事例記載方法

事例に含む情報は匿名加工情報とし、必要な場合に限り、必要最低限のものを用いる。固有名詞やイニシャルは使用せず、A B Cなどの符号を用いる。具体的な記載方法を、以下に示す。

- ☐ 氏名 姓と名は分けず、符号を用いる。例) A氏、Bさん
- ☐ 住所・電話番号 記載しない。
住所地に重要な意味を持つ場合、「過疎地在住」等と記載する。
- ☐ 年齢 年代で記載。例) 60歳代、20代後半。
実年齢に重要な意味を持つ場合は、記載する。
- ☐ 学校・会社・施設名 「Z」から順に(ZYX・・・)記載する。氏名と混同せず、イニシャルではないかとの憶測を避けられる。例) Z学校、Y会社
- ☐ 病歴 総称で表記。例) 心疾患、精神疾患。
病名が重要な意味を持つ場合は、記載する。
- ☐ 入退院(所)・出生・死亡・面接日 記載しない。
それらが重要な意味を持つ場合、入院日等を起点に表記。例) 入院後2日、入院+2日、出生+2日、20XX年XX月XX日+2日
- ☐ 家族構成 特定の続柄は、記載しない。例) 娘、息子
続柄が重要な意味を持つ場合は、記載する。
- ☐ 健康保険種別 例) 健康保険、組合、政管、国保
- ☐ 介護保険 例) 介護保険既認定、要介護Ⅰ
- ☐ 各種手帳制度 障害名・等級は記載しない。例) 身体障害者手帳、療育手帳
それらが重要な意味を持つ場合は、記載する。
- ☐ 公費制度 例) 公費あり、指定難病あり、小児慢性あり
- ☐ 経済状況 例) 給与収入、年金受給中、生活保護受給中
- ☐ その他 必要事項のみ記載とする。

担当委員会への提出

当協会主催の事例検討会等では、事例発表者に対して、研修開催前に当該研修を担当する委員会へ個人情報の流出の恐れのない形式での発表資料の提供を求めるものとする。当該研修を担当する委員会は、事例の個人情報が匿名加工情報とされているか、確認する。

参加者への注意喚起

事例発表者および当協会主催の事例検討会等を担当する委員会は、参加者に対して、事例の内容を外部に漏らさないよう注意喚起する。

資料の廃棄

当協会主催の事例検討会等では、事例を含む資料を配布した場合、終了後に回収し適切に破棄する。